

# 特定非営利活動法人神戸ボーイズ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人神戸ボーイズという。略称を（KKB）とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市兵庫区上沢通5丁目1番20号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、野球に興味を持つ子ども達に対して、野球に関する事業を行い、子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 野球を通じて子ども達の健全育成を図る事業
- (2) 野球指導に必要な外部コーチによる講習会事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、参加目的が限られる個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

#### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面または電磁的方法により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

#### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面または電磁的方法により、表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

#### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

#### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した地方公共団体に譲渡するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### (施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	澤田 擴好
副理事長	富 光男
副理事長	森 文兵
理 事	吉田 泰三
理 事	亘 栄一郎
理 事	井上 博文
理 事	森本 佳代
理 事	谷中 康夫
監 事	松井 将之
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。



6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	1,000 円	10,000 円
② 年会費	1,000 円	10,000 円

(2) 賛助会員		
① 入会金	10,000 円	10,000 円
② 年会費	10,000 円	10,000 円

(3) ボランティア会員		
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	0 円	0 円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 神戸ボーイズ

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	澤田 擴好	[Redacted]	無
理事 (副理事長)	富 光男		無
理事 (副理事長)	森 文兵		無
理事	吉田 泰三		無
理事	亘 栄一郎		無
理事	井上 博文		無
理事	森本 佳代		無
理事	谷中 康夫		無
監事	松井 将之		無

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

野球の指導にあたり、勝利至上主義指導者が多く、それがもとで野球が嫌いになったり、野球において怪我をする（特に投手など投げ過ぎによる OCD 離断性骨軟骨炎になる）確率が高くなっています。それを防ぐために野球の指導を通じて選手達の健全な育成活動を行います。

そのような中で、野球における動作指導、食育指導、メンタルトレーニング指導、コーチング指導、スポーツマンシップ指導や無償野球肘検診などに参加し指導者・保護者へ現状指導の危険性など促し、怪我無く活動できるようにします。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進して行くことと、今まで以上に活動を広げていくために他地域の行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最善の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

上記法人化することによって、組織を発展、確立することができ、青少年に健全な育成を促し、野球を通じて地域社会に広く貢献できると考えます。

### 2 申請に至るまでの経過

1999年8月4日	神戸球友ボーイズ発足
1999年8月8日	財団法人 日本少年野球連盟に加盟（ボーイズリーグ中学部に加盟）
2000年4月～現在	各種大会に参加
2006年8月31日	神戸球友グラウンド完成
2017年1月15日	第1回 野球肘検診会参加
2018年1月15日	第2回 野球肘検診会参加
2019年1月23日	第3回 野球肘検診会参加
2019年8月17日	第13回ジャイアンツカップ全国大会出場
2020年3月10日	第4回 野球肘検診会参加
2022年3月22日	第5回 野球肘検診会参加
2023年3月20日	第6回 野球肘検診会参加
2023年4月20日	第26期生22名入団
2023年3月31日	1期生～23期生まで約333名の卒団生
2023年5月2日	会員間で法人化の意思確認
2023年8月1日	設立総会開催

令和5年 8月 2日

特定非営利活動法人 神戸ボーイズ  
設立代表者 氏名 澤田 擴好

## 令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人神戸ボーイズ

1. 基本方針 挨拶、言葉遣い礼儀は野球の世界だけでなく、人間社会の基本である。  
基本の大切さを子ども達に理解させ、野球の楽しさ、厳しさを感じさせる。  
中学生らしさをモットーに、チーム運営を行う。  
学校行事/学業は、優先させる。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
野球を通じて 子ども達の健 全育成を図る 事業	公式戦出場	年 14 回	大会グラウンド	選手	500 万円
	オープン戦参加	年 20 回	他チームグラ ウンド	選手	500 万円
	グラウンドにて指導	年 30 回	球友グラウンド	選手	82.7 万
野球指導に必 要な外部コー チによる講習 会事業	食育講習	年 1 回	球友グラウンド	指導者・父 兄	5 万円
	メンタルトレーニング	年 1 回	球友グラウンド	選手・指導 者	5 万円
	コアチューニング	年 1 回	球友グラウンド	選手・指導 者	5 万円

## 令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人神戸ボーイズ

1. 基本方針 挨拶、言葉遣い礼儀は野球の世界だけでなく、人間社会の基本である。  
基本の大切さを子ども達に理解させ、野球の楽しさ、厳しさを感じさせる。  
中学生らしさをモットーに、チーム運営を行う。  
学校行事/学業は、優先させる。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
野球を通じて 子ども達の健 全育成を図る 事業	公式戦出場	年 14 回	大会グラウンド	選手	500 万円
	オープン戦参加	年 20 回	他チームグラ ウンド	選手	500 万円
	グラウンドにて指導	年 30 回	球友グラウンド	選手	230 万
野球指導に必 要な外部コー チによる講習 会事業	食育講習	年 1 回	球友グラウンド	指導者・父 兄	5 万円
	メンタルトレーニング	年 1 回	球友グラウンド	選手・指導 者	5 万円
	コアチューニング	年 1 回	球友グラウンド	選手・指導 者	5 万円

令和6年度活動予算書  
設立から令和7年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	220,000	
		340,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	40,000	
		40,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
野球を通じて子ども達の健全育成を図る事業	10,827,831	
野球指導に必要な外部コーチによる講習会事業	150,000	
		10,977,831
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	76,798	
		76,798
経常収益計		
		11,434,629
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	100,000	
車両費	310,949	
大会参加費	427,500	
通信費	195,000	
登録費	141,000	
支部費	286,000	
会議費	310,000	
グラント費	5,989,352	
用具購入費	888,641	
行事費	350,000	
その他経費計	8,998,442	
事業費計		8,998,442
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
交通費	1,083,125	
車両費	502,030	
雑費	258,450	
保険料	389,000	
会議費	346,451	
租税公課	0	
その他経費計	2,579,056	
管理費計		2,579,056
経常費用計		
		11,577,498
当期正味財産増減額		△ 142,869
設立時正味財産額		167,623
次期繰越正味財産額		24,754

令和7年度活動予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	12,000	
賛助会員受取会費	0	
		12,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	400,000	
		400,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
野球を通じて子ども達の健全育成を図る事業	12,303,330	
野球指導に必要な外部コーチによる講習会事業	150,000	
		12,453,330
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		12,865,330
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
講師謝金	300,000	
車両費	800,000	
大会参加費	520,000	
通信費	260,000	
登録費	170,000	
支部費	286,000	
会議費	310,000	
グラント費	5,989,352	
整備費(グラント)	500,000	
用具費	400,000	
行事費	450,000	
その他経費計	9,985,352	
事業費計		9,985,352
2. 管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
交通費	1,083,125	
車両費	500,000	
雑費	250,000	
保険料	400,000	
会議費	350,000	
租税公課	0	
その他経費計	2,583,125	
管理費計		2,583,125
経常費用計		12,568,477
当期正味財産増減額		296,853
前期繰越正味財産額		24,754
次期繰越正味財産額		321,607